



一般廃棄物収集運搬業許可証

7 蟹環指令第11号

所在地 愛知県北名古屋市沖村権現5番地
会社名 有限会社ケーアイ
代表者 代表取締役 国本 勇 様

令和8年2月18日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業更新許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和8年3月3日

蟹江町長 横江 淳



取扱い廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬 海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
営業区域	蟹江町全域
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
条件	<ol style="list-style-type: none">1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令並びに本町が定める収集計画に基づき行わなければならない。2. 海部地区環境事務組合が定める事業系一般廃棄物受入れ要領を厳守すること。3. 上記の条件に反する事態が生じた場合は、本許可を取り消すことができる。